

「宮崎県農林水産業における環境負荷低減事業活動促進に関する基本計画」

改正案の概要

1 趣旨

令和5年3月24日に策定した「宮崎県農林水産業における環境負荷低減事業活動促進に関する基本計画」について、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく特定区域を設定することに伴い、改正を行う。

2 特定区域の概要

(1) 設定する特定区域

宮崎市全域、綾町全域

(2) 特定区域設定の理由

① 宮崎市

令和5年9月、農業者が中心となり、自然生態系の機能を取り入れた栽培技術の普及と健全な生態系や生育環境を考慮した環境保全型農業の推進、有機農業者と消費者の連携強化、そして環境保全と地域社会への貢献を目的として、「宮崎市有機農業推進協議会」が設立されたところである。

さらに、令和6年5月には、市内の農業者をはじめ、調達、生産、加工、流通、消費など、あらゆる関係者の連携と協力のもと、行政機関も参画して、化学農薬と化学肥料の低減、有機農業の面積拡大という目標達成に向けた取組を推進するため、「宮崎市みどり農業推進協議会」が設立された。

いずれの協議会も、市内全域を活動の対象とし、有機農業をはじめとした農業分野における環境負荷の低減の取組と持続可能な農業の推進を目指しており、今後、官民一体となった様々な取組を推進していくこととしている。

② 綾町

1980年代から全国に先駆けて自然生態系農業の推進に関する条例を制定し、化学肥料・農薬などの合成化学物質の利用排除や遺伝子組み換え作物の栽培を行わないことなど環境に配慮し、食の安全や健康増進に取り組んできた。

近年、国際連合が提唱したSDGsへの関心の高まりとその実践が盛り上がりを見せてきている。今後、有機農産物に対する需要が更に拡大することが見込まれ、

実践者の増加とさらなる生産量の拡大を図る必要がある。そこで、有機農業の生産技術の確立と波及、新規就農者の育成・確保・定着、消費者への啓発と理解の深まり及び販売方法確立など、有機農業を軸とした地域活性化を図ることで、地球環境に優しい持続可能な有機農業のまちにすることを目的として綾町全域を特定区域に設定する。

(3) 特定環境負荷低減事業活動の内容

① 宮崎市

宮崎市、宮崎県農業協同組合宮崎中央地区本部、宮崎市有機農業推進協議会、宮崎県で組織される「宮崎市みどり農業推進協議会」を推進母体として、宮崎市における有機農業や有機農産物に対する消費者の理解醸成を図り、消費や販路の拡大と、有機農業の取組面積の拡大を目指す。

② 綾町

綾町、宮崎県農業協同組合綾町地区本部、綾町自然生態系農業実践振興会の代表、生産者部会の各代表、綾手づくりほんものセンター（町の認証農産物取扱店）、綾町有機農業研究会で組織される「綾町自然生態系農業推進会議」を核として、宮崎県とも連携しながら有機農業の生産技術の確立と波及、新規就農者の育成・確保・定着、消費者への啓発と理解の深まり及び販売方法確立を推進する。